第四節の十六の二　二二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備	［新設］
第四十九条の十九の二　二二二GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。	
一　通信方式は、周波数分割複信方式又は時分割複信方式であること。	
二　変調方式は、四値周波数偏位変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調若しくは直交周波数分割多重方式又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものであること。	
三　送信又は受信する電波の偏波は、水平偏波、垂直偏波若しくは四十五度偏波又はこれらの偏波と直交する偏波の組合せであること。	
四　前三号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合すること。	
別表第一号（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表略］	**別表第一号**（第５条関係） 周波数の許容偏差の表 ［表同左］
［注１～30　略］	［注１～30　同左］
31　次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。	31　［同左］
［(1)～(12)　略］	［(1)～(12)　同左］
(13)　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備及び22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線設備　50（10^{-6}）	(13)　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備　50（10^{-6}）
［(14)～(25)　略］	［(14)～(25)　同左］
［32～58　略］	［32～58　同左］
別表第二号（第６条関係）	**別表第二号**（第６条関係）
［第１～第83　略］	［第１～第83　同左］
第84　22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、総務大臣が別に告示で定める値とする。	［新設］
別表第三号（第７条関係）	**別表第三号**（第７条関係）
［１～33　略］	［１～33　同左］
34　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備、22GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が１W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。	34　22GHz帯又は38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の送信設備及び基本周波数の平均電力が１W以下の送信設備であつて、54.25GHzを超え57GHz以下の周波数の電波を使用する無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、２(1)に規定する値にかかわらず、50μW以下である値とする。
［35～72　略］	［35～72　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。